

令和3年9月16日

総務常任委員長

灰野 修平 様

総務常任委員

吉田 秀夫

楠本 美紀

議案第72号 明石市住民投票条例制定のことに對する修正案について

上記の修正案を明石市議会会議規則第100条の規定により、別紙のとおり提出します。

(別紙)

明石市住民投票条例制定のことに対する修正案
明石市住民投票条例の一部を以下のとおり修正する。

修正案	原案
<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は第30条の46の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。</p> <p>2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</u></p> <p>(2) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</u></p> <p>(3) <u>出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格(前号の在留資格を除く。)</u>をもって在留する者であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有することを確認できるものとして規則で定めるもの</p> <p>(住民投票の請求手続等)</p> <p>第4条 第7条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の<u>8分の1</u>以上の者の連署をもって、第12条第6項の規定による署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して5日以内に、その代表者から市長に対して、書面により住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者_____で、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条_____の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(住民投票の請求手続等)</p> <p>第4条 第7条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の<u>6分の1</u>以上の者の連署をもって、第12条第6項の規定による署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して5日以内に、その代表者から市長に対して、書面により住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p>

第5条～第7条 (略)

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第8条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の8分の1の数(以下「必要署名数」という。)を告示しなければならない。

第9条～第27条 (略)

附 則

1 (略)

(住民投票実施後の検証等)

2 この条例による住民投票が実施された場合は、必要に応じて、住民投票の制度及び運用のあり方等について、検証及び検討を行い、必要な措置を講じるものとする。

第5条～第7条 (略)

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第8条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数(以下「必要署名数」という。)を告示しなければならない。

第9条～第27条 (略)

附 則

1 (略)

(条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、投票資格者の要件、住民投票の請求に必要な署名数その他の住民投票の制度について検証及び検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

備考

- 1 修正部分は、下線の部分である。
- 2 修正の欄に「(削る)」とある場合は、原案の欄の修正部分を削る。
- 3 原案の欄に「(新設)」とある場合は、修正の欄の修正部分を加える。

(修正理由)

本修正案は、明石市住民投票条例案を明石市住民投票条例検討委員会の答申書のとおりの内容に修正しようとするものである。